

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

目 次

- ◇告 示 計量器の定期検査の実施
種畜証明書の交付
- やぎの定期種牡畜検査の実施
- 基本測量の実施
- ◇公 告 クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十年九月二十二日から

昭和五十一年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

九月二十二日 午前十時から 午後三時まで 米子市 福原中学校

二十三日 " " " 住吉公民館

二十五日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで " 義方公民館

二十六日 " " " 就将小学校

二十九日 " " " 明道公民館

三十日 " " " 啓成小学校

十月 一日 " " " 計量器所在場所

七日 午前十時から 午後三時まで " 明道公民館

八日 " " " " 賀露公民館

二十二日 " " " 鳥取市 湖山公民館

二十三日 " " " " 湖山公民館

二十四日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで " 旧市立体育館 (行徳)

二十七日 " " " " 日進小学校

二十八日 " " " " 日進小学校

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和50年8月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 昭和50年9月19日 9時から12時まで
 - (2) 実地試験 昭和50年9月19日 13時から17時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第4会議室(第二庁舎8階)
 - (2) 実地試験 鳥取市茶町 中河クリーニング店
- 3 受験資格
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
 - (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者
- 4 試験科目
 - (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識
 - (3) 法たぐ物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験手続

- (1) 提出書類
 - (ア) 受験願書(別記様式による。)
 - (イ) 履歴書
 - (ウ) 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
 - (エ) 受験資格を有することを証明する書類
- (2) 受験願書提出先
 - (ア) 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
 - (イ) 鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課
- (3) 受験願書提出期間

昭和50年8月19日から昭和50年9月4日まで。ただし、郵送の場合には、昭和50年9月4日の消印があれば有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 1,000円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 7 その他
 - (1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。
 - (2) 受験者は、実地試験用として、ワイドシャツ1枚及びズボン1本(アロン仕上げのできるもの)を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 平林鴻三 殿

本 籍

住 所

郵便番号 □□□□-□□

氏 名

Ⓢ

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定により、クリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)